第4回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会　議事録

日　時：平成27年1月28日（水）　14時00分～16時15分
場　所：伊予市教育委員会事務局　会議室
参加者：検討委員会委員 12 名、事務局5名、関係者2名、委託業者2名

１　開会

- 配布資料の確認

２　議事

（1）図書館の事業方針について（前回のまとめ）

- 図書館の事業方針についての説明（委託業者）
- 分かりにくい用語が多い。（委員）

→レファレンス、レフェラル、ブックスタート、ブラウジングコーナーといった横文字については、カッコ書き、または脚注などで説明を加えていただきたい。（委員長）

- 先日のワークショップで配られた図面だと、カフェが子ども図書のとなりにオープンなつくりで設けられており、やかましいのではないかと懸念している。ホールの扉を開閉した時には音が漏れてくるのではないか。2 階の音も入ってくる。図書館は静かに本を読むところである以上、配慮すべきではないか。（委員1）

→これまでのご意見や先ほどの説明にもあったように、サードプレイスとするか、静かな環境とするかについては、明確な結論が出ていないまま設計が進んでいる状況であるのは確かです。事務局の現時点でのご意見はありますか。（委員長）

→図書館は静かに、というのが基本的なご認識であろうかと思っています。ただサードプレイスとしてのあり方や外国の事例などをみると、必ずしも静かであることが一般論ではないとも伺っています。これから図書館を運営する上で、静けさが求められるのか、サードプレイスとしてのあり方を求めるのかは考えていかなくてはならないことです。カフェの在り様もわかっていないところもあります。静けさを求めるとなった場合、そのやり方についてはある程度、設計者と協議できるところもあるかと思っていますが、かといって全体的に静かに、ということにはならないのではないかと考えています。ワークショップの話し合いでも交流の場としての位置づけが求められており、「学び　はぐくみ　つながる　出会いの広場」という基本理念であることも踏まえながら、運営を考えていきたいと考えています。（事務局）

→委員1のご懸念も理解します。私は先日小布施の「まちとしょテラソ」を見学してきました。それほど大きい施設ではないが、まちのリビングのように気軽に集まれる場であることをコンセプトにしています。子どもがいて、いろいろなことをやっていますが、施設全体に対して騒音になっているということではありません。BGM も流れていて、ちょっとしたコーナーでは飲食することもでき、お子さんがいて、騒音を減らすということが両立できていました。さらには、講座等をやる場合には静かに読みたい人の妨げにならないようにタイムシェアもされています。実際にやっている例を見ると、こう

いう形も考えられるのではないかと思います。（委員2）

→私は歓声が入ってくると思う。ホールの音、2 階の音、こういった音をシャットアウトできるようでないといけない。ひめぎんホールは 2 重扉になっているが、そのような配慮はあるのですか。（委員1）

→ホール自体は防音されていると思いますがどうでしょうか。また、常時ホールが使われているわけではないとも思います。私たちのころは、図書館といえば鉛筆 1 本落ちる音も気になる、という感じでしたが、最近の人は音楽を聴きながら、といった使い方が普通で、エミフルのTSUTAYAなど、私たちは騒がしくて大変だなと思うが気にしていないようです。感覚が変わってきているのではないでしょうか。（委員3）

→事務局に確認したところ、ホールは二重扉になっているので、音漏れの心配はそこまで生じないと思います。2 つめの問題は、詳細を検討するときに、仰るように鉛筆 1 本落ちてもいけない、とまではいかないでしょうが、一番奥のサイレントルームとなるエリアの手前あたりで、ある程度の静けさを保てるかどうかということでしょう。ご懸念については議事録に残し、引き続き検討してもらうということで進めさせていただきたい。（委員長）

- 基本的には協議したことが網羅されていると思います。説明シートの③で「アウトリーチ」として示されていることに関連しますが、施設の中だけでなく「まちじゅう図書館」、「まちライブラリー」というような取り組みも増えており、ここでは本と人を結びつけるセンター的な役割を担う必要があります。中山、双海には公立でなく市民が開設している図書室があり、これを周知・発信することや、協力しあっていくということも盛り込んでもらいたい。（委員）

→民間ライブラリーの活用による「まちじゅう図書館」を目指す。そのためにはネットワークを把握し、つなぐ。場合によってはレファレンスを行っていくというご意見でよろしいでしょうか。（委員長）

- 「伊予市らしさ」というが、ここでは内容が具体的に書かれていない。伊予市には文化財、民具等が豊富にあるが、伊予市らしい、そういった文化財等をどこで保存し、展示するのか。そういうことが書いてない。合併協議書には文化資料館の整備が記されている。文化資料館の整備について、しっかりと記し、「伊予市らしさ」の中身をしっかり示すべきではないのか。何を発信するのかがはっきりしていない。この施設の中に資料館を設置しないのであれば、他で検討する旨を示すべき。県下でも有数の文化財があり、民具もある。一度廃棄されたら復元できない。市民が勉強するために研究・発信する学芸員を置いてやるべき。「伊予市らしさ」がとってつけたようにしか見えない。（委員1）

→以前からご意見のあったとおり、文化資料（史料）の収集・保存・研究、つまりアーカイブについて別途考えてほしい、ということを記してほしいというご意見でした。図書館については、それをつなぐ役割をする、ということをここで明記していればいいのではないかと思います。（委員長）

→松山市の学芸員は、伊予市のほうが優れた文化財があると言っている。それを放置してはいけない。今できないのであれば、別のお金のかからない方法で実現することを考えてほしいと言っている。（委員1）

→全市的に行政に考えていただくべきことであろうかと思います。（委員長）

→総合科学博物館の仕事をしているときに、所管が教育委員会ではなかったので職員の方にお尋ねしたところ、新しい施設は地域ぐるみで取り組む必要があるから市長部局にした、とのお話でした。そうなると、ここで話すことではなくなってしまう。ここではなく、もっと上の方に話を持っていか

れではどうか。（委員2）

→ちなみに、近くの文化資料館でいいところ、もしくは反面教師になるところがあれば見学したいが、お勧めはありますか。（委員3）

→なかなか難しい。作った時はいいけれど、5 年目以降が厳しい。30 年前に文部省の課長に言われた話では、建設費の 1%は単に管理するための費用として必要になる。しかし毎年 10%を投入しなければ、人が来る施設にはならないとのことでした。それができない。5 年継続させるだけでも厳しくて、資料館は作られないようになってきています。これからは廃校になった学校や、空き教室の活用をするといった取り組みが適していると思われますし、そういった事例も出てきています。こういった形であれば考えられなくもないですが、これは市の宿題として置いていただくしかないのではないでしょうか。（委員2）

→費用がかかるのは分かっている。加えて、文化財保存については、まちなみ保存と合わせた取り組みのための検討も必要ではないか、ということも検討課題としておいていただきたい。（委員1）

- 大変盛りだくさんな内容となっています。実際にこの計画に基づいて運営するとなると、どのくらいのスタッフが必要になるかと考えると悩ましいところがあります。ただそこを考えてやらないと机上の空論になってしまうので、どれくらいのスタッフでやっていけるのかを基準に、長期的な視野も踏まえて、できることやアピールポイントを考えさせていただきたい。（委員）

→スタッフの人数については、たぶん来年度検討していただく話ではないでしょうか。実現に向けた検討、実際の人員配置は行政サイドが担うところであるので、本委員会としては、あるべき姿についてとりまとめ、要望を通していただけるようにお願いする、ということで進めたいと思います。スタッフだけで不足するところについては市民協力を仰ぐといった方策もあります。要望だけ言えば全施設 24 時間営業、みたいな話もあるでしょうが、それは無理、ということは理解しています。そのあたりの折り合いをつけながら来年度検討を進めていくことになろうかと思います。（委員長）

（2）公民館の事業方針について

- 「公民」の言葉の意味、公民館の法的根拠、市民ワークショップ及び郡中小学校ワークショップにおける図書館サービス（運営）関連意見まとめの説明（事務局）
- 公民館に関する資料、現公民館の事業、公民館の事業方針の検討ポイントについての説明（委託業者）
- 先日配布された「伊予市図書館・文化ホール・郡中地区公民館面積比較表」という書類で、部門別に面積が示されている。図書館は閲覧室、授乳室、こどもトイレ、研究個室、書庫、収蔵庫。ホールはロビー、ホール、ピアノ庫、備品庫。郡中地区公民館は倉庫と更衣室と備品庫だけ。最後に「3 つの用途を超えて共用の活動空間として使うことができる諸室」として多目的スペース等が記されている。この分類の考え方に間違いないかを確認したい。（委員1）

→ご指摘の資料は市民ワークショップの資料ですので、委員の皆さんはお持ちでない資料です。（事務局）

→このことを確認して何を訊きたいのでしょうか。個人的なご質問であれば別途行っていただくのがよろしいかと思います。（委員2）

→今日の議論に関係あるのであれば、資料を配布してご確認いただくが、どうでしょうか。（委員長）
→今日の議論に関係がある。（委員1）
→では、資料を確認して委員に配布していただきたい。この間に他のご意見を伺います。（委員長）

- 私も審議会委員をやっていたので、公民館のことを勉強させていただきました。1 つのポイントとして、2003 年に「公民館の設置及び運営に関する基準」が改定されて、施設の条件が緩和されたというのがあります。組織についても、館長を置くのは義務とされているが、主事等は「置くよう努める」という表現に留められています。施設の設置に関する記述もなくなりました。最初の説明には昭和 40 年代の過去の議論もあったが、現在としては「生涯学習法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）」というものも施行され、あらゆる場所で、あらゆる学習が自発的にできるようにしましょう、ということになっているかと思います。それを踏まえて教育基本法も改定されました。かつて社会教育は公的なものに限定されていましたが、民間のカルチャー教室等も社会教育として捉えようということになっています。公民館では営利目的の事業はできませんが、民間が行う社会教育の利用は可能であり、そういった事業を援助することも可能。現在、公民館が主体となって行う事業もあるものの、殆どは貸館。貸館はつまり市民の自主的な活動ですが、今回の複合施設では、これをもっと自由に使えるようにすべきだと思います。今までのような公民館が主体となって行う事業をやりつつ、基準に記されているように、関係機関・民間等と協働した取り組みもやっていただきたい。公民館の役割は変わってきているなかで、どのように役割を果たすか。まず施設と事業を区別して考えること。事業は必ずしも職員がやらなくてもよくて、民間や NPO がやってもいい。こういった事業がやれる仕組み作りを職員が行っていくことが一番大事。そこを議論していただきたい。（委員1）
→これからできる公民館は、2003 年に緩和された、民間事業者やNPO等の活動も視野に入れている基準にしたがって、どのようなプランをつくるかということが大切であるということですね。なんと表現すべきか、政策誘導みたいなことをする貸館をしていくべきではないかというご意見であったかと思います。（委員長）
- もう 1 点、中央公民館と郡中地区公民館のあり方については、現在は共同利用という位置づけになっており、館長が兼務しています。施設も共同ですが、事業は分けられているという状況です。また、直営のため土日祝日は事務室が閉まっており、必要があれば臨時職員が鍵を開けに来るような状況になってしまっています。これを継続するのか。中央公民館は全市の事業を司ることや、調整機能が主です。一方、約 1 万 5 千人が暮らす郡中地区の公民館はここしかない。郡中地区公民館であることは明確にしていただきたい。ワークショップで「郡中の人だけが使える施設ではない」という意見があり、私もそう思いますが、全市民が使える学習拠点であるとともに、郡中地区公民館であることも明示しないと、郡中の住民の理解を得られにくいのではないでしょうか。議論を蒸し返すのかもしれませんが、中央公民館になるのか、郡中地区公民館になるのかでは、性格付けが異なってくるかと思います。（委員1）
- 私は八幡浜市の公民館事業の働く青少年のカルチャースクールみたいなものの講師をしています。全部で 20 講座ぐらいあり、市が広報で参加者を募り、5 月から翌年 2 月まで、10 回開催されています。講師は市がいろいろな技能を持つ方をピックアップして5,400円の講師料を支払っていて、20人程度の参加者の方は材料費を自己負担します。中央公民館の事業になるので使用料は免除。八幡

浜の中央公民館には職員は３名しかおらず、あとはボランティアがいるぐらいの体制ですが、そういう形の講座が 20 年近く続いています。２月に事業が終了すると、感想等をまとめた冊子ができ、この冊子をまた多くの人に見て頂いて、新たな人を集めています。参加者には幅広い世代の方もいます。そういう使い方をして、交流を増やしてもらえればと思います。（委員2）

→伊予市にはそういう形の事業はないので、市で生涯学習講座を組んでもらうのはいい。（委員1）

→市内にもたくさん講師になるような技能を持った方がいらっしゃると思いますし、参加したい方も多いでしょうから、交流を増やしていただきたい。（委員2）

→全国でも同様の事例が見られます。岐阜県の多治見市はもっと思い切ってやられています。職員の手を殆ど離れていて、集めた費用で講座の採算が成り立つかどうかは講師次第、となっています。委員1の１つめのご意見に対する事例のご紹介をいただいたかと思います。（委員長）

→現在の公民館は 30％と利用率が低い。民間の活動を吸い上げる取り組みを公民館が行わないと、利用は増えていかないと思います。（委員1）

→いろいろな資格を持った方もまわりにいらっしゃるだろうから、近くの人々を活かして、楽しく学べるような取り組みがあるといいのではないでしょうか。（委員2）

- いままで公民館にはずいぶんお世話になってきましたが、新しい複合施設では、これまでの公民館のあり方を大幅に変えなければ。固執していると動かないだろうと思います。周辺の公共施設を総合的に使うことで考えなければ間に合いません。私も 120 名が参加する体操教室をやっていますが、新しい施設では入りきらない。これをどのように分散して開催し、講師・費用などどうするかを考えているところですが、新しい公民館以外の施設を使うことも考えないとやっていけないと思います。また、中央と郡中地区の関係については、老人クラブで市内各地区の公民館を使わせていただいているのですが、他の地区に比べて郡中地区は動きにくいと感じます。まず郡中地区は広い。さらにそれをとりまとめるところがありません。たとえば高齢者と子どもの交流をしようとしても、とりまとめてくれる人や場がないのでできないということです。それは中央公民館と郡中地区公民館が兼ねられ、職員の業務負担が多いことに起因するのかもしれないと思っています。（委員1）

→周辺施設を総合的に使うこと。その一方、郡中地区は動きづらいところがあるため、中央と郡中地区のすみ分けをすべきだということについてご意見をいただきました。相反しているようでつながっているお話だと思います。（委員長）

→現在、周辺にある類似施設は所管がそれぞれ異なっているのです。料金体系などもばらばら。市民ワークショップで説明していただいた秋田県の由利本荘市のようになるといい。最近は社会教育団体と市民活動団体の線引きがあいまいになっています。社会教育団体の活動はもちろんですが、市民活動団体にもっと活動してもらうために、公の施設全体を一括した取り組みが必要。市民団体の登録をしっかりやり、減免のルールを整理・統一する必要があるのではないでしょうか。文化ホールは有料、公民館は無料、というわけにはいかないでしょうから、全市的な規則を作ってもらうことが必要です。（委員2）

- 先ほど確認したいとのご意見があった資料が委員に配られたようですので、説明をお願いします。（委員長）

→こちらは 10 月 19 日のワークショップで配布された説明資料です。その後、面積等には変更が生じ

ています。このときに、「こういう仕分けをしてはどうだろう」という提案をしたものですので、決定したわけではありません。この委員会やワークショップで運営のことを検討するなかで変更することもあるのではないかと思っています。開架閲覧室やホールについては、複合施設といっても相互利用が難しいだろうということで図書館、ホールの分類に入れていますが、その他の施設は使い方に合わせて図書館でもホールでも公民館でもご利用くださいということで示されたものであったかと捉えています。（事務局）

→ワークショップではそういう説明ではなく、「こういう分類にします」という説明であったと記憶している。参考、というなら参考でもいいが、ワークショップでも訂正していただきたい。何がいいたいかというと、「3 つの用途を超えて」となると、図書館機能としての位置づけも生じる。図書館は無料でなくてはならないので、そうなると無料でしか貸せなくなるのではないかということです。ホールで使うなら有料、公民館なら現在のように免除もしくは有料、図書館なら無料となるのではでは分かりにくい。お金をいただく、ということであれば、3 つの機能ではなく図書館機能以外の 2 つの機能として示されるべきではないか。また、室名も横文字だらけで分かりにくいので、検討してもらいたい。管理運営の面で名称を変えることはできると思います。（委員）

- 中央公民館と郡中地区公民館の問題について、ワークショップで私から中央公民館は事務室があれば運営できるという意見をし、郡中地区公民館にすることに決まったのだから、どちらなのかという議論をいまから行うものではない。中央公民館だから充実した施設になっているのだという意見があったが、面積を人口で割ったらそれほど広くはありません。また、検討ポイントの中にあった、「団体の道具を置いたままにする」という話については、他の地区公民館や緑風館等でも置きっぱなしになっている。やめるのであれば全施設的にやめないといけない。次の課題の飲酒についても、他の公民館では飲酒している。私が手伝っている敬老の家事業は、1 名あたり 2,000 円の補助金ではウェルピアで開催したら足りなくなるので、多目的スペースを使わせてもらわないと困る。検討事項にはならない。郡中地区が突出しているならまだしも、他の公民館のほうがサービスがいいぐらいなのに、ここだけ厳しいというのはいかがなものか。（委員）

→検討事項でない、とは言い切れないと思いますが、今まで大きな施設がなかったので、問題になってこなかったところがあるかと思います。全市的に対応しなくてはならないということでしょう。秋田の由利本荘のような仕組みをつくるために、この機にすべて見直す、というところに踏み込まないとこれ以上の検討はできない、ということになろうかと思います。料金体系や減免対象の検討について、郡中地区だけで決めるということはできません。統一的な免除のシステム、他の施設を総合的に考えたルール設定。また、もっとも人口の多い郡中地区の公民館をどう考えるか。先ほどご提案いただいた総合学習ということについても、郡中地区公民館だけが取り組むことではないはずなので、これも全市的に取り組むべきことでしょう。こういったことを、この機に取り組むのか取り組まないのか。これを行政に決めていただかないと来年度以降検討できないということが、今日はっきりしたと思います。（委員長）

- もう一つ、地域の集会の場としてのニーズも配慮していただきたい。郡中地区には地域の集会所がない。今まで、この公民館はそういった役割も果たしてきた。それは引き続き担っていただきたい。自分たちで集会所をつくることは難しいところであるし、地区内の他の区長からも要望があったので、そ

の点はよろしくお願いします。（委員）

→先ほどの説明にあった、年間押さえをするかどうか、といったルールの問題にも関わるお話かと思います。来年度以降、利用申し込みの順番などについて、具体的に協議してまいりたい。（委員長）

- これまでのご意見を総括させていただきます。まず、「2003年の公民館の運営基準の緩和を踏まえ、民間の力、市民の力を活用し、コーディネートすることが公民館に求められている」ということ。その場合には、多治見、八幡浜のように、公民館の事業として全体をコーディネートする仕事が大切になるのではないかということ。それから「市内全施設に統一した予約システム、減免ルール、団体登録システムが必要だ」ということ。そして「郡中地区の集会所としての役割も担うことも計画に盛り込んでほしい」ということでありました。（委員長）
- 補足的な話であるが、今日の愛媛新聞に工期延長の記事が掲載されていた中に書かれているとおり、来年から公民館はなくなる。その代替機能をどうするのか、ということを今後の検討課題として事務局には考えていただきたい。（委員）
- 今日、ご発言いただけなかった方も多いですが、何かご発言はありませんか。（委員長）
- 今日、「みんくる」でヨガの講座に参加してきました。使う人にとっては所管とかは関係ありません。利用するほうにしてみれば、行きたければ、行ける範囲であればどこでも構いません。新しい施設も楽しみですが、他の施設ももっと使いやすくなるといいと思います。（委員）

  →皆さんそう思われているのではないでしょうか。全市的な取り組みについて、我々だけでも検討できないところもあるので、市役所には宿題が多くなるが、ご検討をお願いします。（委員長）

（3）先進地視察について

- 視察日程と申し込みについての説明（事務局）

（4）その他

- 今後のスケジュールについて、2月と3月に1回ずつ検討委員会を開催させていただきたいと思っています。次回は、2月23日（月）午後からお願いしたい。その次は3月16日の週あたりで調整させていただきたいと思っています。年度末のお忙しい中ではありますが、ご配慮いただければと幸いです。次回については、今回の議論のまとめと、ホール、図書館、公民館の総括的な議論をさせていただきたいと考えています。（事務局）
- 本日の議事はすべて終了しました。これだけ密度の濃い議論をして、2時間あまりで終えることができたことに感謝申し上げたいと思います。（委員長）

以　上